

Starfield Technologies, LLC

SSL 証明書サービス利用約款

スターフィールドテクノロジーズ LLC SSL 証明書サービス利用約款（以下、本約款と言います）は、スターフィールドテクノロジーズ LLC、Delaware 有限責任会社、あるいはスターフィールドの販売代理店（以下、総称してスターフィールドと言います）と、利用者との間で、利用者がスターフィールドに証明書サービスの利用申請を行った時点で利用者とスターフィールドとの間に適用されるものとし、本約款は、利用者によるスターフィールドの SSL 証明書サービス（以下、証明書サービスと言います）の利用に関わる諸条件を定め、利用者とスターフィールドとの間の一切の合意内容を取り決めるものであり、利用者は本約款に合意することで、本約款一切の諸条件を読み、理解した上で、諸条件により拘束されることに同意したものとします。“私たち”、“私たちを”又は“私たちの”とはスターフィールドのことを言います。“あなた”又は“あなたの”とは利用者及び個人、又は利用者の権限を使って利用者に代わり証明書サービスを適用及び使用する会社のことを言います。

証明書サービスは、スターフィールド認証業務規定（Certification Practice Statement 以下、CPS と言います）に準拠し、スターフィールドにより適宜改訂および更新される場合があります。なお、最新の CPS については、以下 URL にてご覧頂けます。<http://www.starfieldtech.com/repository>

I.用語の定義

本約款における次の用語は以下に述べる意に解釈されるものとします。

“アプリケーションソフト販売業者”とは証明書を表示又は使用し、ルート証明書を配布するソフトウェアの開発者のことを言います。

“CA”あるいは“認証局”とはスターフィールドそのものであって、証明書を生成し、署名し、配布し、失効する権限を有する組織のことを言います。それら組織は、証明書発行ステータス情報を配布し、且つ証明書や同ステータス情報が保管されたりポジトリ情報を提供する責任を有しています。

“証明書”とは、本約款に準拠してスターフィールドが発行した証明書のことを言います。

“証明書受益者”とは、アプリケーションソフト販売業者が配布するソフトウェアにルート証明書を付すためにスターフィールドが契約を締結した相手方である利用者、依存当事者、及びすべてのアプリケーションソフト販売業者を総称します。

“危殆化”とは、秘密鍵の紛失、盗難、漏えい、改ざん、権限外の利用及びその他のセキュリティを損なう事象を総称します。

“守秘義務対象情報”とは、利用者が本約款に合意することでスターフィールドから得られる一切の情報のことを言い、これには秘密鍵や公開鍵、個人の身元を明らかにする情報、パスワード情報、あるいは明示的であろうとなかろうとスターフィールドにより機密であるとされた情報を含みますが、それらに限りません。

“秘密鍵”とは、相対する公開鍵との併用により、同じ暗号化アルゴリズムを使用して、電子署名や暗号化されたファイルやメッセージを検証することが出来る暗号化された機密電子データファイルのことを言います。

“公開鍵”とは、秘密鍵と相対する、公開された暗号化電子データファイルのことを言います。

“RA”あるいは“登録局”とは、スターフィールドの管理下にある中間証明書機関のことを言います。

“依存当事者”とは、証明書あるいは証明書に記載されたデジタル署名を信頼して取引する個人及び組織を総称します。

“販売代理店”とは、スターフィールドの許可を得てスターフィールドの製品を利用者に販売する個人あるいは組織を総称します。

“利用者”とは、証明書の発行を受ける個人あるいは組織の総称であって、証明書に格納された公開鍵に相対する秘密鍵を取り扱うことができる個人あるいは組織を言います。

“スターフィールド CPS”とは、スターフィールド PKI 及び証明書の運用方法につき定義し説明したスターフィールド認証業務規程のことを言います。

“スターフィールド PKI”とは、個人及び組織に証明書を提供する、スターフィールド公開鍵基盤のことを言います。

“スターフィールド PKI サイトシール”とは、ウェブサイトに表示されるグラフィックイメージであり、当該ウェブサイト上での取引が証明書サービスによりセキュアに保護されていることを示すことができます。

II. 証明書サービス及び利用者の義務

スターフィールドは、証明書の申請と支払いが確認された時点で、申請書の検証に必要な認証手続きを開始するものとします。証明書要求の一部として提供された情報を確認して初めて、スターフィールドは証明書を発行することになります。証明書の検証期間中、スターフィールドはこの情報を

(3) 3年ごとに再検証することになります。また、当該手続きの完了後、スターフィールドは本約款及びスターフィールド CPS に即し発行された各証明書の証明書サービスを利用者に提供することになります。

スターフィールド及び証明書受益者の本約款における義務は以下の通りとします。

- (a) 一対あるいは複数の対の非対称鍵ペアを生成すること。
- (b) 公開鍵と登録情報を裏付ける資格情報を提出すること。
- (c) 要求した証明書に含める公開鍵と一対の秘密鍵（および付帯するアクセス情報または装置—例えばパスワードまたはトークン）に対する単独の管理を維持し、これを秘密に保持し、かつこれを常に適切に保護するために必要なすべての手段を取っていること。
- (d) スターフィールドに対し証明書申請の情報及び証明書発行に関連してスターフィールドが要求した情報が、常に完全かつ正確であること。
- (e) スターフィールド PKI サイトシールは本約款及びスターフィールド CPS に即して利用すること、そしてスターフィールド証明書は当該サイトシールを掲示したアプリケーションやサイトをセキュアにする為のみ利用すること。
- (f) (1) 本証明書に含まれる情報が誤解を生じもしくは不正確となる場合、または (2) 本証明書の公開鍵に付帯する利用者の秘密鍵について不正使用が実際に生じもしくはその疑いがある、あるいは危殆化が生じた場合には、本証明書およびこれに付帯する秘密鍵の使用をただちに中止し、利用者はスターフィールドにただちに通知して本証明書発行サービスの取り消しを求めること。
- (g) 鍵ペアは CPS に即し利用すること。
- (h) 証明書に記載された情報が正しいことを審査し確認すること。利用者が各本証明書のデータが正確であることを審査し確認するまで当該本証明書をインストールまたは使用しないこと。
- (i) 証明書の設定に際しては、本証明書に記載されるドメイン名でアクセス可能なサーバにのみインストールし、すべての適用法および本約款を順守すること。
- (j) 秘密鍵の危殆化を含め、なんらかの理由によって証明書の取消が生じた場合、本証明書に含まれる公開鍵に対応する秘密鍵の使用をただちに中止し、
- (k) スターフィールドからの秘密鍵の危殆化あるいは証明書の誤用に関する照会には 24 時間以内に返答すること。

III. 利用方法の制限

利用者は、証明書を以下の用途に利用することはできません。

- (a) 第三者の代わりに証明書サービスを利用すること。
- (b) スターフィールドの事前の書面による承諾無く、利用者に発行された証明書を再販すること、あるいは再販しようとする。
- (c) 利用者により証明書の発行申請が行われたドメイン名あるいは利用主体とは異なる、ドメイン名や利用主体に関わる公開鍵あるいは秘密鍵を取り扱うこと。

(d) 証明書などのいかなる商品も、該当する管轄の法律及び規制に反する国家との間で、直接間接を問わず、輸入、輸出、あるいは再輸出すること。

(e) スпамや社会倫理に反する行為に加担する可能性のある情報の送信、受信、閲覧あるいは利用を目的として証明書サービスを利用すること。スパムや社会倫理に反する行為は、第三者を中傷し、当惑させ、ダメージを与え、虐待し、威嚇し、攻撃する等の行為や、米国や利用者がビジネスを展開している地域の法律で禁じられている行為、あるいは敵対的犯罪やテロ、児童ポルノ等の非合法的行為を奨励する行為、更には歪曲した、劣悪な行為や猥褻な行為、第三者のプライバシーを侵害する行為や人種差別に関わる行為、反倫理的行為、第三者になりすます行為、未成年にダメージを与える行為、等々を含み且つそれらに限られません。

(f) 証明書や秘密鍵、公開鍵の複製やソースコードの解読（1988年の著作権、意匠及び特許法の第50B条で許可されたソースコードの解読を除く）、高度化、改変やその他変更を行うこと。

IV. スターフィールドの表明と保証

スターフィールドは以下が正しいことを表明し、保証するものとします。

(a) 証明書サービスを提供するために合理性ある技術と能力を持ち合わせていること。

(b) 証明書を生成する際に、利用者の証明書情報を誤って取り扱わないよう合理的な配慮を行っていること。

(c) 証明書の発行申請を承認した、あるいは証明書を発行した機関が知りえたあるいは起源の証明書記載情報に含まれる事実に関し、重大な不実表示がないこと。

(d) 証明書や証明書失効サービス、そしてスターフィールドによるリポジトリ情報の使用において、スターフィールドCPSの定めるところに準拠していること。

V. 利用者の表明と保証

利用者は以下が正しいことを表明し、保証するものとします。

(a) 利用者の秘密鍵に対し、権限のない人間を一切アクセスさせないこと。

(b) 利用者により提供された証明書記載情報は、正しく、正確であり且つ完全であること。

(c) 利用者が、証明書が発行されたドメイン名の登録者であるか、あるいは登録者の権限のある代理人であること。

(d) 証明書とPKIサイトシールが合法的に、且つ利用者へ付与された権限の範囲内で利用されていること。

(e) 利用者は、利用者の立場で証明書を利用し、CAの立場での利用をしないこと。

(f) 利用者は、スターフィールドあるいはスターフィールド以外のCAと利用者との間に、何らの委託信任関係を求めないこと。

(g) 利用者は、第三者の権利を侵害する方法で証明書サービスを利用していないこと。

VI. 証明書の失効

スターフィールドは、利用者が以下のいずれかに該当する場合、利用者の証明書を直ちに失効する権利を留保しているものとします。(i) 利用者が、本約款あるいはCPSに定められた利用者に課された重大な義務を履行しなかった場合 (ii) 利用者が、本約款あるいはCPSを順守しなかった場合 (iii) 利用者あるいは利用者の申請書に登録した会社が名前またはドメイン名を変更し、これをスターフィールドに迅速に報告をしなかった場合 (iv) 利用者により、秘密鍵あるいは秘密鍵を保護するセキュリティに対する侵害が発見され、あるいは合理的にそうであると疑われ、これをスターフィールドに迅速に報告をしなかった場合 (v) 利用者が、スターフィールドにより発行された請求書の支払いを、受け取り後45日以内に行わない場合 (vi) 利用者が、スターフィールドPKIのセキュリティまたは整合性を危殆化させた場合 (vii) 利用者が、スターフィールドPKIサイトシールを適切に利用しなかった場合、あるいは不当表示した場合、または (viii) 再確認時に、証明書の発行に関する情報が正しくない場合。スターフィールドが利用者の事前の承諾を求めずに証明書を失効する場合、利用者は本約款の下で未払分を直ちに支払うものとします。証明書を失効する場合は、オンライン証明書失効要求ページから失効要求を送信するものとします。

VII. 秘密鍵の危殆化

利用者は、利用者の秘密鍵に侵害があった場合、その侵害に関わる一切の損失及び損害についての責任を有しているものとします。

VIII. 対価

利用者によって購入され、スターフィールドによって提供される証明書サービスに関し、利用者は、サービス提供時にスターフィールドあるいはその再販業者に支払うことに同意するものとします。利用者が支払いを行う際は、有効なクレジットカードかオンライン小切手を提示するか、あるいはスターフィールド又はその再販業者による請求用の現金準備を

使用して行うものとし（総称して支払い方法と言う）。スターフィールド又はその再販業者が、証明書サービスに対してスターフィールドに支払うべき全額に対し、なんからの理由で支払い方法に請求できない場合、あるいは支払い方法に以前に請求された手数料に対する罰金がスターフィールド又はその再販業者に課せられた場合、利用者は、スターフィールド又はその再販業者が支払いを求めめる為にあらゆる利用可能な手段を活用することに同意するものとし。利用者は、スターフィールド又はその再販業者が支払いを求めめる為に活用する手段として、利用者への事前の通知なしに証明書サービスを直ちに失効することを含み、それらに限らないことに同意します。スターフィールドは通常のサービスの範囲を超えるか、高度なレベルのサービスを提供し続けるために必要な運営業務にかかる合理的なサービス料金を利用者に求める権利を留保しているものとし。これらには、例えばメールでは処理できなく、個別サポートを要する顧客サービス問題や法的サービスを要する紛争の処理などを含み、且つそれらに限りません。これらの請求については、登録されている利用者の支払い方法に対して行われます。支払い方法を変更する際は、アカウントにいつでもログインしてください。自動更新オプションを選択する場合、スターフィールド又はその再販業者は、元の証明書サービスの有効期限に等しい期間、更新する必要がある証明書を自動的に更新し、スターフィールド又はその再販業者で登録されている支払い方法から現在のレートで支払いを受け取るものとし。証明書を失効日の前に更新する際に、現在の証明書の残りの有効期間を更新済みの証明書に追加すると、当該証明書は CP/CPS で定義された利用者の証明書の最大有効期間を超えることになり、この残りの有効期間は破棄されます。

返金利用者がなんからの理由で発行された証明書に完全に満足できない場合、利用者はスターフィールドに対し、発行から 30 日以内に限り証明書の取消しと返金（手数料を除く）を求めめることができるものとし。30 日経過後は、スターフィールドが本 CPS に定める保証又はその他の重大な義務に違反した場合にのみ、利用者は、証明書の取消しおよび返金を求めめることができるものとし。

IX. サービス利用の期間及び終了

本約款は、利用者がスターフィールドで証明書の発行申請を行った日付において開始し、証明書サービスを使用する間、継続するものとし。本約款は、利用者に発行される各証明書の失効により、そうでなければ証明書の有効期限の到来により終了するものとし。第 6 条（失効）で規定されたスターフィールドの失効権利に加え、各当事者は、いずれからの 10 営業日前の通知によりいつでも証明書を失効できるものとし。

X. 知的財産権

スターフィールドの証明書、公開鍵、秘密鍵はスターフィールドの知的財産であり、それらの所有権の一切はスターフィールドが保有しています。サービスマークや特許、複製権等（を含み且つそれらに限られない）により生み出される製品やそれらの改良品に関わる一切のコモンロー（慣習法）及び法的権利はスターフィールドが保有しているものとし。利用者は本約款の定めるところを超えて、そうしたスターフィールドの財産権に対する権利、権原、および利益を一切主張することはできません。スターフィールドは、利用者に対し、公開鍵や秘密鍵、生成されたデジタル署名等を含む、証明書サービスに関わる、失効可能で非独占的、且つ第三者へ譲渡することができない証明書の利用権を付与しているに過ぎません。スターフィールドは、商標やサービスマーク、屋号やその他の商業上の表象を明らかにするもの一切の権利を保有しているものとし。利用者は、スターフィールドの事前の書面による承諾無く、いかなる方法であろうともスターフィールドの名前やロゴを利用することはできません。利用者は、証明書発行申請時、第三者の知的財産権を侵害するいかなる名称等も使用することはできません。

XI. 守秘義務

守秘義務対象情報は、本約款に基づいて必要とされる目的のみに即して利用されるものとし。利用者は、情報を開示する相手が本条の要件に準拠しなければならないことに同意するものとし。

上記に関わらず、いずれの当事者も該当する法律や規則、管轄司法当局や行政の命令に従わねばならない場合には、守秘義務対象情報を当局に開示することができるものとし。本条は本約款に基づく証明書サービスの利用の終了後 5 年間有効であるものとし。

XII. 保証の拒絶

スターフィールド及びその認証局、再販業者、共同販売業者、下請業者、販売代理店、代理人、販売店、及び従業員は、スターフィールド PKI に特段の定めのない一切の保証については、それが明確であろうとなかろうと（市場性や何らかの特定の目的への適合性、権利不侵害、権利保有、満足的品質や、法定あるいは商習慣に関するものを含み且つそれらに限られない）、いかなる表明も行わず、その提供を明確に拒絶するものとし。スターフィールドは、証明書サービスが利用者の何らかの期待に沿うものであることを、あるいは同サービスが中断せず適時に、安全に過失無く提供されること

を、あるいは欠陥があったとしてもそれが必ず是正されることを、何ら保証するものではありません。スターフィールドは、スターフィールドが利用者に提供する全てのサービスとその利用成果において、サービスの正確性や精度、信頼性等を保証することも表明することはありません。

XIII. 補償

利用者は、スターフィールド、スターフィールド PKI に関わるスターフィールド以外の認証局、及びスターフィールドの下請業者、代理人 従業員、役職員、株主や関係会社、事業譲受人を、以下を含むスターフィールド証明書又はスターフィールド証明書に関して提供されるサービスを依存当事者が利用あるいは依存することにより発生する、またはそれに関連したクレーム、法的責任、損害、費用及び経費（第三者により発生した妥当な弁護士料金、訴訟費、コンサルタント料を含む）など、一切の債務から救済し補償するものとします。(i) 証明書発行申請時の利用者による不当表明や提供情報の欠落や誤り (ii) 利用者によるスターフィールド証明書の権限外の利用や改変 (iii) 利用者がスターフィールド証明書のセキュリティを保全する為の適切な対策を講じなかった場合 (iv) 知的財産権の侵害利用者は、上記に類するクレームがあった場合には直ちにスターフィールドに書面にて通知し、それら訴訟をスターフィールドが制御できるよう対応することに合意しているものとします。利用者は、そのような訴訟でスターフィールドと十分に協力することに合意しているものとします。利用者は、上記に類する事象に起因する訴訟から自らの費用で自らを守り、解決しなければなりません。

XIV. 責任の上限

スターフィールドは、以下事象に起因する、証明書サービスにおける利用者のいかなる損失についても責任を有さないものとします。(1) 戦争、自然災害、その他の不可抗力 (2) 証明書が失効され、あるいは有効期限が到来してから更新予定の証明書が発行されるまでの時間に発生する中断 (3) 利用者による、スターフィールドが発行した証明書の不注意あるいは不正な利用 (4) 証明書内に含まれる個人情報の公開

いかなる場合においても、スターフィールド証明書または本証明書に関して提供されるサービスから発生またはこれらに関連して発生（スターフィールド証明書の使用もしくは依拠を含む）する、スターフィールド、スターフィールド認証局に基づいて運用される独立第三者登録局、再販業者、共同販売業者もしくは下請業者、販売代理店、代理人、販売店、従業員もしくは取締役が前述の申請者、加入者、依存当事者またはその他の人、団体もしくは組織に対して負担する損害賠償責任の累積額は、(1) 中保証証明書（中累積的損害賠償上限額）ごとに 10,000.00 米ドル又は (2) 高保証証明書（高累積的損害賠償上限額）（総称して累積的損害賠償上限額と言う）ごとに 250,000.00 米ドルを越えないものとします。これらの累積的損害賠償上限額は、利用者が関与するスターフィールド証明書又はそのサービスから発生する、あるいはそれに関連する取引や要因の数に関わりなく、スターフィールド証明書一枚当たりの上限として適用されるものとします。本上限は、契約（契約の根本的違反など）や不法行為（過失含む）に基づくものや、法律や責任法理に基づくもの（直接あるいは間接損害、特別損害、法令損害、懲罰的損害、警告、結果的、依存的、偶発的損害等を含むがそれらに限られない）等一切の責任に適用されるものとします。

XV. 本約款の変更

利用者は、スターフィールドが本約款、証明書の仕様、及び証明書サービスの諸条件（法令、規則、又は業界標準に即した存続期間の制限や証明書の機能の変更が含まれますが、これらに限定されるものではありません）を適時変更することに同意するものとします。いかなる改訂も、スターフィールドのウェブサイト上に掲載された時点で有効に成立し、利用者を拘束するものとします。利用者がスターフィールドの証明書サービスを本約款又はサービスへの改訂が成立した後も継続利用するならば、それをもって利用者が当該改訂を順守することに合意したものとします。

XVI. 不可抗力

いずれの約款当事者も、天変地異、共通の敵対する相手からの妨害行為、地震や洪水、火災や伝染病、暴動、交通や通信インフラの停止や遅れ、第三者あるいはその従業員や代理人、請負業者等の行為又は不作為等、双方の合理的制御の及ばない事由による本約款に定められた履行義務の不作為や遅れについては、本約款上の約款不履行には当たらず、また他方の当事者に対して責任を有さないものとします。双方は、上記に類する事由が発生次第直ちに他方に通知し、その上で本約款上の義務履行の遅れとなるであろうと判断される原因を明らかにするものとします。

XVII. 可分性及び完全合意

利用者は、本約款の諸条件が可分性を有していることに合意しているものとします。本約款のいずれかの部分条項に実効性がないか、あるいは無効であると判断された場合、その部分条項については、適用できる法解釈をできる限り精緻に当

ては本約款への合意時の双方当事者の意図するところに沿うよう努力するものとします。その他の影響の無い条項については、原文通りに適用されるものとします。

利用者は、本約款及び本約款中に参照される CPS 等の方針が、証明書サービスに関わる利用者とスターフィールドとの間の唯一完全なる合意内容であることを承知しているものとします。

XVIII. 陪審裁判の権利放棄

本約款は契約又はその他の法規にかかわらず、米国アリゾナ州で締結されるものとします。本約款の有効性、構造、解釈及び法的効力については、アリゾナ州マリコパ郡を裁判地とするものとします。利用者は、本約款に関連した、またはそれにより発生する行為はアリゾナ州マリコパ郡所在の法廷で審議されることに同意するものとします。適用され得るあらゆる国、州、地域及び海外の法律、規則、規制、条例、法令又は規定（ソフトウェア、ハードウェア、又は技術情報の輸出入に関する制限が含まれますが、これらに限定されるものではありません）が本約款に適用されるものとします。利用者は、本約款に関連した、またはそれにより発生する訴訟において陪審裁判の権利を放棄することに同意するものとします。

XIX. 譲渡

利用者は、スターフィールドの事前の書面にての承諾無く、本約款をいかなる個人あるいは組織にも譲渡することはできません。いかなる個人あるいは組織とは、親会社、子会社、関係会社等又は第三者、利用者事業の一部売却や他社との合併や統合、組織再編を含むものとします。

XX. 放棄

いずれかの当事者による本約款におけるいかなる権利の放棄や不作為をもって、当該当事者が本約款上のその他全ての権利をも放棄したものと見做されないものとします。

XXI. 存続条項

条項 3、7、8、9、10、11、12、13、14、16、17、18、19、21 は本約款の終了後も存続するものとします。

XXII. 通知

本約款及び CPS などの約款に関する通知や要求や要請は、電子メールあるいは書面にて行われるものとします。電子メールにおいては、相手が受領した時点で通知が完了したものと見做され、一方書面においては、投函後 5 日あるいは実際に相手が受領した時のいずれか早く到来した時点を持って通知が完了したものと見做すものとします。侵害に関する通知は、スターフィールドで保管されている電子メールアドレスあるいは住所宛てに行われるものとします。

利用者からスターフィールドへの通知は、ウェブサイト上で指定した電子メールアドレスあるいは以下の住所宛てに行われるものとします。

スターフィールド PKI
C/O Starfield Technologies, LLC
14455 North Hayden Rd., Suite 219
Scottsdale, AZ 85260
practices@starfieldtech.com